

# ○同行援護サービス費

基本部分	注 基礎研修 課程終了 者等により 行われる 場合	注 盲ろう者向 け通訳・介 助員により 行われる場 合	注 2人の同行 援護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合	注 盲ろう者に 対して盲ろ う者向け通 訳・介助員 が支援を行 う場合	注 障害支援 区分3に該 当する者の 場合	注 障害支援 区分4以上 に該当する 者の場合	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算
イ 30分未満 (190単位)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	+25/100	+20/100	+40/100	1人1日につ き5単位を減 算 注 令和5年 4月から適用	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100	+15/100	1回につき 100単位を加 算 注 地域生 活支援拠点 等の場合 +50単位	1人1日当た り100単位を 加算
ロ 30分以上1時間未満 (300単位)									特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100			
ハ 1時間以上1時間30分未満 (433単位)									特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100			
ニ 1時間30分以上2時間未満 (498単位)									特定事業所 加算(Ⅳ) +5/100			
ホ 2時間以上2時間30分未満 (563単位)												
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (628単位)												
ト 3時間以上 (693単位に30分を増すごとに+65単位)												
初回加算 (1月につき200単位を加算)												
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)												
福祉・介護職員処遇改善加算	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計											
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×274/1,000)												
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×200/1,000)												
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×111/1,000)												
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計											
イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×70/1,000)												
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×55/1,000)												
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき 所定単位×45/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計											